

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F  
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

税務会計

## 株主優待導入企業が過去最高の28% 期待薄の配当の代わりに優待に注目

株主の楽しみは、高い配当はもちろんだが、その次には株主優待の商品や優待券などを心待ちにするのが株主に共通のお楽しみというもの。

その株主優待の導入率は今年10月時点で1042社、28%に達し、過去最高を記録したことが野村インベスター・リレーションズ(IR)の調べで分かった。それまでは2008年の1064社が最高で、その後、リーマンショックの影響で株式市場が低迷、2010年には1000社まで落ち込んだが、後半には持ち直し上昇へ転じた。

上場企業にとっての悩みは一向に回復しない株式市場だ。したがって企業業績も上向かない中では配当にお金を回す余裕はない。そのことは株主に理解してもらおうと努力する一方で、新規の個人投資家も呼びこみたいのも本音なのだ。

同時に株主は、その企業のファンであり、消費者でもある。そこに「株主を長くつなぎ留めたい」という企業側の思惑がある。

ただしここ数年の傾向として優待内容をコスト削減で見直す動きも出ている。野村IRの調べでは優待品・券を配る回数を年2回から1回に減らしたり、数量を減らしたりする企業も目立ち、全部で「見直し企業」は158社あったという。

今年の特徴は株主優待を新設・再開した有名企業が目立ったことだ。富士フィルムHDは、自社化粧品サンプルキットで個人株主増を狙う。また、日本航空は搭乗割引券(50%)を3年以上の長期保有者に上乗せ配布した。

## 源泉所得税は来年から色々変わる 復興特別所得税や給与所得控除等

来年1月から源泉所得税に係る税務処理が色々変わるので注意が必要となる。

まず、復興所得税の創設がある。復興特別所得税は、2013年1月から37年12月までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額の復興特別所得税を併せて徴収する。例えば、報酬・料金として87万6543円を所得税率10%で支払った場合、「87万6543円×10.21%(合計税率)=8万9495.0403円(1円未満切捨て)」で8万9495円が源泉徴収税額となる。

次に、給与所得控除額については、現行は給与等の収入金額に応じて定められており、例えば、1000万円を超える場合は、それ以降の収入金額に制限なく「収入金額×5%+170万円」で算出した額を収入金額から“青天井”で差し引くことができたが、2013年分以後の所得税については、給与等の収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除額については、「245万円」の定額とするという制限が設けられる。また、退職所得課税については、勤続年数5年以下の特定の法人役員等(法人役員に相当する公務員・議員を含む)に係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置が、2013年分以後の所得税について廃止される。

上記の給与所得控除の見直しや退職所得課税の見直しは、個人住民税にも反映され、給与所得控除は2014年度分以後、退職所得課税は2013年1月1日以後にそれぞれ適用される。

### 今週のキーワード

#### 株主優待

株式会社が一定数以上の自社の株式を権利確定日に保有していた株主に与える優待制度。実施に対する法的義務はない。所有株数に応じて優待内容が変わることが多いが所有株数に完全比例はせず、概ね名義ごとに付与されるため、零細株主であるほど金銭換算の利回りが高い。そのため個人投資家に人気があり個人株主を増やしたい企業は積極的に実施する。人気企業はカゴメ、伊藤ハム、などの食品、マクドナルドなどの小売り、ANAなどの運輸が例年ベスト10。